

胎内市 公告第 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項及び同条第 5 項の規定により、下記の地域計画を変更し、策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 18 日

胎内市長 井畑 明彦



1 地域計画を作成した地区

胎内地区

（上の淵、東町、興野、西町一、西町二、加賀新、柴橋、草野、鷹ノ巣、新館、西川内、東川内、八田、寅田、小舟戸、船戸、長橋、関沢、飯角、半山、本郷、西条、赤川、羽黒、野中、並槻、追分、上城塚、城塚、下城塚、塩津、弥彦岡、仁谷野、江尻、八幡、高野、土作、横道、平木田、小地谷、山屋、十二天、乙、大出、富岡、地本、菅田、荒井浜、桃崎浜、高橋、築地新、築地 1、築地 2、築地 3、下高田、山王、高畑、宮瀬、鴻ノ巣、村松上、村松下、中村浜、笹口浜、北成田、宮川、竹島、苔実、赤塚、黒川、下江端、東牧、近江新、蔵王、塩沢、塩谷、下館、下赤谷、坪穴、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、川合、須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鍬江、鍬江沢）

2 縦覧場所

胎内市役所 農林水産課（胎内市新和町 2 番 10 号）

胎内市ホームページ